

平成24年5月7日 (19:40)

【照会先】

社会・援護局総務課災害救助・救援対策室
災害救助専門官 日野 徹(内線2819)
救助係員 谷山 里之(内線2830)
(代表電話)03(5253)1111
(直通電話)03(3595)2614

平成24年5月に発生した突風等にかかる災害救助法の適用について
(第2報)

1 災害の概要

突風等による被害により、多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じ、多数の住家被害が生じたため、茨城県は災害救助法の適用を決定した。

災害救助法 適用市町村	法適用日	被害の状況等	備 考
【栃木県】 真岡市 (もおかし) 芳賀郡茂木町 (はがぐんもてぎまち) 芳賀郡益子町 (はがぐんましこまち)	5月6日 " "	突風による被害により、多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じ、多数の住家被害が生じており、継続的に救助を必要としている。	
【茨城県】 ※つくば市 (つくばし)	5月6日		
※常陸大宮市 (ひたちおおみやし)	"		
※筑西市 (ちくせいし)	"		
※桜川市 (さくらがわし)	"		

2 今までにとられた措置

- ・避難所の設置 等